



# News Letter



天達共和法律事務所  
East & Concord Partners

## 目次

◆ 天達共和のニュース-----	2
➢ 天達共和法律事務所が参加した公益活動が第1回弁護士公益(社会責任)の典型案例に選出	
➢ 天達共和法律事務所李所長が最高検事から感謝状を受領	
➢ 「研究開発リーダー」の2021年12月号に「後発として新規事業に参入するための障害特許の分析と出願戦略の提案」を掲載	
◆ 最新法律動向-----	5
➢ 最高人民法院が無錫市中級人民法院内に知的財産権専門裁判機構を設置することに同意	
➢ 『国家知識産権局知的財産権信用管理規定』が発表	
◆ 典型的な案件の速報-----	7
◆ トピックス-----	8



### 天達共和法律事務所が参加した公益活動が

#### 第1回弁護士公益(社会責任)の典型事例に選出

法治日报社と中国政法大学弁護士学術研究センターとが共同で全国的に展開した「第1回弁護士公益(社会責任)典型事例」の募集宣伝活動は、2カ月あまりを経て、2022年1月26日に結果が発表されました。その中で、天達共和法律事務所を含む11の法律事務所が共同で参加した「山水結縁東西共済--西部弁護士研修計画」が、法律事務所公益ブランド十大典型事例に選出されました。

個人では、天達共和のパートナーの宮曉燕弁護士による「東京オリンピック中国体育代表団への専任法律顧問随行」が、重大事件処理に関する十大典型事例に選出され、また、管理パートナーの邢冬梅弁護士による「20年間に渡る修学寄付、教育支援活動への参画」が修学寄付に関する十大典型事例に選出され、さらに、パートナーの馬立文弁護士による「『民法典』を全力で普及させ、『インターネット+公益法律サービス』の新しいモデルをスタートさせる」という活動が、「インターネット+公益法律サービス」の事例として選出されました。

天達共和は社会的責任として公益活動を非常に重視しており、貧困地域の教育環境の改善支援や中国ボランティアサービス基金会の法律顧問を長年勤務するなど、多くの活動を継続的に行っています。

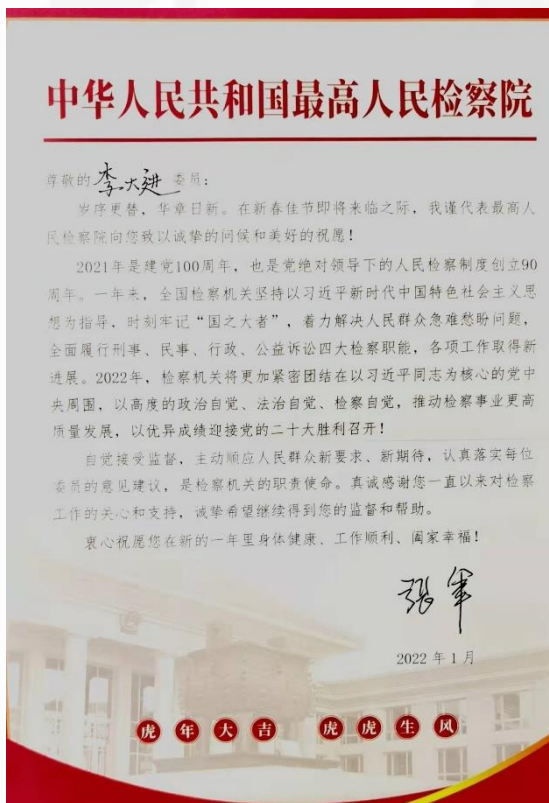


## 天達共和法律事務所李大進所長が最高検事から感謝状を受領

2022年1月29日、全国政協委員でもある李大進所長は、最高人民検察院党組書記、検察長、首席大検察官の張軍氏から感謝状を受け取りました。この感謝状は、李所長が長期にわたって検察活動に積極的に貢献したことについて感謝を表すものです。

本感謝状受領に先立って、最高人民検察院の党組織書記、検察長の張軍氏を中心に座談会が開かれ、一部の全国人民代表大会代表、全国政協委員に『最高人民検察院活動報告(意見募集稿)』及び検察活動に対する意見が求められていましたが、李所長は招聘に応じてその座談会に出席していました。

会議中、李所長は検察庁がどのようによりよく習近平法治思想を実践するかからはじめ、検察職責履行の最適化と最高検察業務報告についての原稿に対する的確な提案を行い、参加者からの賛同を得ました。李所長は座談会において、新しい年に裁判官、検事、弁護士が共に法律上の職責を履行し、公平と正義また民主と法治の国を建設するために共に努力することを望んでいると述べました。



李大進  
所長  
パートナー弁護士

### 現職

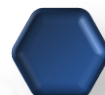
第十三期全国政協  
中国最高裁判所  
中華全国弁護士協会 政府法律顧問専門委員会  
中華全国弁護士協会 知的財産権専門委員会  
北京市裁判官 & 検察官選定委員会  
中国消費者協会  
中国公証員協会  
中国共産党北京市委員会  
北京市高級裁判所  
北京市検察院  
北京市人民代表大会立法院  
北京市公安局  
中国人民大学弁護士学院  
中国西南政法大学  
中国質量万里行協会  
中国国際経済貿易仲裁委員会  
北京市法律援助基金会

代表委員  
特約監督員  
副委員長  
委員  
委員  
常務理事  
特約監督員  
法律専門家  
特約監督員  
特約監督員  
専門家顧問  
専門家顧問  
客員教授  
客員教授  
常務理事  
仲裁人  
監事長

### 過去に就任していた役職

第十二期全国人民代表大会  
中共北京市第十回共産党代表大会  
北京市朝陽区第一期政治協商委員会  
北京市第十三期人民代表大会常務委員会-内務司法委員会  
第六期中国弁護士協会  
第七期北京市弁護士協会

代表委員  
代表委員  
委員  
委員  
副会長  
会長





## 「研究開発リーダー」の2021年12月号に「後発として新規事業に参入するための障害特許の分析と出願戦略の提案」を掲載

今般、弊所パートナー弁護士・弁理士の薛侖は、「後発として新規事業に参入するための障害特許の分析と出願戦略の提案」というテーマで、株式会社技術情報協会が発行する「研究開発リーダー」の2021年12月号で著者の一人として論文を執筆しました。この論文では、後発の企業が行う障害特許の分析や出願戦略への提案が説明された後、日本企業向け中国知財戦略として、薛弁護士・弁理士が中国の実用新案制度の活用について提案しています。

弊所は、日本と異なる中国の知的財産制度・運用や、それらを踏まえた日本企業の対応についてなど、数多くのテーマでセミナー開催や執筆活動を行い、企業の皆様に役立つ情報発信を行っております。中国での知財業務展開で何か疑問・お困りのことがございましたら、どうぞいつでも遠慮なく弊所へご連絡いただければ幸いです。

胎動する新たな市場と技術を展望！  
10年先の“夢物語”を現実化する

# 研究開発リーダー

月刊  
12  
2021・Dec

【特集1】  
With/Afterコロナ時代の  
ヘルスケアビジネスの動向と  
新規事業創出のポイント

【特集2】  
研究開発テーマの  
適切な目標設定と進捗管理の仕方

### 【特許戦略】

## 後発として新規事業に参入するための 障害特許の分析と出願戦略の提案

鴨志田 伸一 アベリオ国際特許事務所 パートナー弁理士  
薛 侖 (Lun Xue) 中国・天達共和法律事務所 パートナー中国弁護士・中国弁理士



【鴨志田 伸一 PROFILE】

略歴  
明治大学理工学部物理学専攻の明治大学大学院理工学研究科修士課程、セメコエブソン（現）に入社。2004年から同社特許部を所属し、後に特許顧問に就任。2006年から同社特許部長を歴任。特許出願及び権利化の業務からIP戦略策定の業務まで幅広く担当。担当するクライアントの90%以上を日本企業とする。そのほか、同社特許部部長として同社の特許戦略を推進し、多くの日本企業から特許顧問に就任。また、同社の特許部部長として同社の特許戦略を推進し、多くの日本企業から特許顧問に就任。また、同社の特許部部長として同社の特許戦略を推進し、多くの日本企業から特許顧問に就任。



【薛 侖 PROFILE】

略歴  
中華人民共和國特許代理人、弁護士として機械工学及び日本特許法を専攻。2004年から同社特許部を所属し、後に特許顧問に就任。2006年から同社特許部長を歴任。特許出願及び権利化の業務からIP戦略策定の業務まで幅広く担当。担当するクライアントの90%以上を日本企業とする。そのほか、同社特許部部長として同社の特許戦略を推進し、多くの日本企業から特許顧問に就任。また、同社の特許部部長として同社の特許戦略を推進し、多くの日本企業から特許顧問に就任。

### 1 はじめに

企業が商品を開発し、製造し、販売する場合、その企業は他社の特許権を侵害しないようにその商品の開発、製造及び販売を必要とする。特に、ある程度の規模のマーケットができあがっている又は将来大きなマーケットができあがると予想される他社の商品の分野に後発として参入する場合、その企業は他社の特許権を侵害してはならない。

筆者（鴨志田 伸一）は、多くの企業がカラーレーザープリンターをマーケットに投入し激しい競争をしていた1990年代後半からの約10年の間、この分野で最後発のグループにいたセイコーエプソン株式会社の開発部門に所属し、パテントクリアランスに多くの時間を費やしながら産業技術開発を経験した。そして、筆者の所属部門の開発責任者は、常に業務の一環として、他社特許の公開

公報、登録公報等のチェック、登録公報で抽出した障害特許の分析、検証実験、障害特許を回避するための設計変更の検討等を行いながら、何とか商品化することに成功した。ただし、当時の筆者及びその部門の開発者達は、障害特許を適切に抽出することもできなかったため、コスト高で商品価値を下げるような設計変更をしていた。また、筆者の開発部門では多数の特許出願をしていたが、競合他社に商品の設計の自由度を制限させるような、有効な特許を取得できていなかった。

以上のような経験から、「後発として新規事業に参入するための障害特許の分析と出願戦略の提案」をご紹介させていただきます。

なお、現在、多くの日本企業にとって、もはや中国のマーケットを無視することはできないことは言うまでもない。そのため、多くの日本企業は、中国にお





### 最高人民法院が無錫市中級人民法院内に

#### 知的財産権専門裁判機構を設置することに同意

無錫市中級人民法院の最新情報によると、『江蘇省無錫市中級人民法院内に知的財産権専門裁判機構を設置し、江蘇省蘇州市中級人民法院の管轄範囲を調整することに同意する最高人民法院の回答について』が作成された。この回答によると、「江蘇省無錫市中級人民法院内に知的財産権事件を専門に審理する機構を設置することが原則的に同意され、規定の手順に従って機構編制管理部門に報告されることが分かった。これは、全国で25番目、江蘇省内で3番目となる、専門知的財産権法廷が無錫に設立されることを意味する。

無錫市管轄区内の特許、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアの権利帰属、権利侵害紛争、馳名商標の認定、独占紛争などを巡る第一審の知的財産権に関する民事、行政事件、そして、管轄区内の基層人民法院により管轄されるべきもの以外の第一審知的財産権に関する民事、行政、刑事事件は、全て無錫知識産権法廷により管轄されることになった。

出所：無錫日報、無錫市中級人民法院

#### 『国家知識産権局知的財産権信用管理規定』が発表

先日、国家知識産権局は『国家知識産権局知的財産権信用管理規定』という通知を発表した。その中で、以下のように第6条により信用喪失行為が規定され、第9条により信用喪失主体に対する管理措置も規定された。

第6条 国家知識産権局は法により以下の行為を信用喪失行為と規定する：

- (一) イノベーション保護を目的としない非正常特許出願行為
- (二) 悪意の商標登録出願行為
- (三) 法律、行政法規に違反して特許、商標代理に従事し国家知識産権局の行政処罰を受ける行為



- (四) 虚偽の資料を提出し、重要な事実を隠蔽して行政確認を申請する行為
- (五) 信用承諾の適用によって、承諾が不実または承諾を履行していないと認定される行為
- (六) 行政処罰、行政裁決等に対して、履行能力があるのに履行を拒否し、執行を逃れる行為
- (七) その他の知的財産権分野の公共信用情報の具体的な項目に属し且つ信用喪失と認定されるべき行為



第9条 国家知識産権局は信用喪失主体に対して以下の管理措置を実施する：

- (一) 財政性資金プロジェクトの申請に対して厳格に審査する
- (二) 特許、商標に関する費用の減納、優先審査などの優遇政策と利便措置を厳格に審査する
- (三) 国家知識産権局の優秀、先進評価に参加する資格を取り消す
- (四) 国家知的財産権モデルと優位企業の申告資格を取り消し、中国特許賞などの賞の申告資格を取り消す
- (五) 重点監督管理対象とし、検査頻度を高め、法により厳格に監督管理する
- (六) 信用承諾制を適用しない
- (七) 法律、行政法規と党中央、國務院政策文書により採るべきその他の管理措置

出所：国家知的財産権局



## 典型的な案件の速報



昆明放送テレビネットワーク有限責任会社と蘇寧スポーツ文化メディア(北京)有限公司の著作権帰属、権利侵害紛争事件において、北京知識産権法院は、以下のように判断した。

事件に関わる試合の動画は著作権法意義上の作品となり、蘇寧スポーツ会社は事件に関わる試合番組の情報ネットワークの伝播権を享有し、本件の訴訟を提起する権利を有する。事件に関わる昆明広電会社のネットワークテレビプラットフォームは事件に関わる試合の動画のオンラインオンデマンドサービスを提供し、ユーザーに自由な時間と場所でイベント番組の動画を手に入れる行為が存在した。この行為で蘇寧スポーツ会社が事件に関わる試合番組に対して享有する情報ネットワークの伝播権が侵害され、相応の民事責任を負わなければならないため、昆明広電会社の控訴請求を支持しない。

本件における争点は、スポーツ試合の動画が著作権法上の作品となるか否かであった。北京知識産権法院によると、事件に関わる試合は競技試合に属し、試合中に選手たちは独創性を有する選択を加えることはできないが、試合は数台の異なる位置の録画装置によって撮影されて、監督とそのチームは各位置で撮影された映像素材を選び、試合場の音声を選択し、最終的に動画を形成する必要がある。制作中の撮影位置での撮影、レンズ切替、画面選択、クリップ方式などの面で創作者の独創的な思考と個性的な選択が表現され、独創性を有する。また、この動画は有形形式で複製することができるため、著作権法上の作品となる。



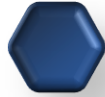
### 新型競争行為の法律規制問題について

----【中国米国商会】に掲載

インターネット技術の発展及びデータとアルゴリズムの大規模な宣伝応用に伴い、一部の事業者は流量偽造、ブラック広報（個人や企業を貶める広報活動）やサイバー水軍（多量の偽評価情報等を書き込むグループ）の雇用などを通じて新型競争行為を実施している。そのため、ネット世論環境が乱され、公平競争の市場秩序が破壊される問題が深刻化している。これらの新型競争行為に対して、法院は主に『不正競争防止法』第二条を適用して規制する。しかし、この第二条の内容は原則的で、実務に支障が生じることは避けられない。

- (1) 「不正競争防止法」などの法律には、この新型競争行為について特別な規定がない





『最高人民法院による<中華人民共和國不正競争防止法>の適用に関する若干問題の解釈(意見募集稿)』によると、「不正競争防止法」第 2 章などの関連法律が明確に列挙した行為に対しては、当事者が「不正競争防止法」の第 2 条を適用することを主張した場合、法院は支持しない。そのため、新型競争行為に対しては、まずその行為が「不正競争防止法」の第 2 章で明確に列挙した行為に属するか否かを分析すべきである。その新型競争行為が「不正競争防止法」の第 2 章及び他の関連法律に明記されていない場合、誠実信用の原則と商業道徳に違反し、市場競争秩序を乱し、他の事業者又は消費者の合法的權益を損なうことになれば、「不正競争防止法」の第 2 条の適用によって不正競争行為と認定することができる。

(2) このような競争行為は、誠実信用の原則と商業道徳に違反するため「不正当性」を有する

競争行為の「不正当性」の判断について、周知の商業道徳に違反するか否かだけで判断してはならない。新市場や新産業の場合には、裁判官は法律精神、市場需要、特に不正競争防止法の精神に基づき、遵守すべき市場道徳準則を決定し、そのうえで競争行為の正当性を判断する。

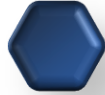
(3) このような競争行為は、市場競争秩序を乱し、事業者または消費者の合法的權益に損害を与える結果になることを要する

『不正競争防止法』第 2 条の内容によれば、市場競争秩序を破壊し、さらに、消費者の合法的權益または事業者の權益を損なうという要件を満たさなければ、この条文を適用できない。そのため、当事者は『不正競争防止法』第 2 条の適用を主張する場合、自分の利益が損なわれたことだけでなく、競争者の競争行為で市場競争秩序が乱されたことも証明しなければならない。

著者 パートナー弁護士 管 氷

弁護士 何 伝標





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : [ip@east-concord.com](mailto:ip@east-concord.com)

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号  
亮馬河大廈1座 20 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004



上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号  
上海白玉蘭廣場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080



深セン支所

住所: 深セン市福田区福華三路  
國際商會中心 2205 室

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518048



南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347 号  
国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 6811 1288

Fax: (86-25) 6811 1208

郵便番号: 210019





### 武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山區徐東大街191號  
金禾センター29階  
Tel: (86-27) 8730 6528  
Fax: (86-27) 8730 6527  
郵便番号: 430074



### 杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路  
358-369號宏程國際大廈29階  
Tel: (86-571) 8501 7000  
Fax: (86-571) 8501 7085  
郵便番号: 310020



### 成都支所

住所: 成都市高新區天府二街99號  
天府金融大廈A座15階  
Tel: (86-28) 6010 8998  
Fax: (86-28) 6010 9008  
郵便番号: 610094



### 西安支所

住所: 西安市高新區丈八二路  
11號永威時代中心27階  
Tel: (86+29) 8572 7895  
郵便番号: 710065

